同窓会支部設置規程

- 第1条 この規程は、京都産業大学同窓会規約第4条に基づき、支部の設置に関することを定める。
- 第2条 支部は、本会および大学の発展に寄与するとともに、支部会員相互の親睦 を計ることを目的とする。
- 第3条 本会の支部は次に定めるものとする。
 - (1) 都道府県支部
 - (2) 市町村単位による地域支部
 - (3) 職域支部
 - (4) その他支部として認められたもの
- 第4条 前条第1項第1号に定める支部は、2以上の都道府県が合同で設置できる。 設置後、都道府県単位に独立することは差支えない。
- 第5条 支部の名称は、次に定めるものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号に定める都道府県支部については、その都道府県名を付し、京都産業大学同窓会○○支部と称する。ただし、2以上の都道府県が合同で設置する場合はこの限りでない。
 - (2) 第3条第2号に定める市町村単位による地域支部については、その市町村名を付し、京都産業大学〇〇OB会と称する。
 - (3) 同第3号および第4号に定める支部については、特に制限をしない。ただし、 前2号に定める名称の使用はできない。
- 第6条 支部を設置するときは、正会員5名以上の連記による支部設立申請書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 第7条 支部は設立総会において、次の各号に定める事項を決定することにより発 足する。
 - (1) 支部規則
 - (2) 支部役員

- (3) その他支部の運営に必要な事項
- 2 前項第1号に定める支部規則は、京都産業大学同窓会規約に準ずるものとする。
- 3 支部役員は、次のとおりとする。
 - (1) 支部長 1人
 - (2) 副支部長 2人
 - (3) 会計 1人
 - (4) その他支部の運営に必要な役員
- 第8条 支部会員は、支部設置地域在住の準会員を除く全員とする。ただし、設置 地域外にあっても、支部長が認めた会員については支部会員とすることができる。
- 第9条 支部は、年1回総会を開催するものとする。
- 第10条 支部は会長に対し次の各号について文書で報告するものとする。
 - (1) 総会
 - (2) 支部活動
 - (3) その他支部長が必要と認めた事項
- 第11条 支部に対して補助金および援助金を交付する。
- 2 補助金および援助金については、支部助成細則に定める。
- 第12条 第10条に定める報告がなされないときは、理事会の議を経て、会長はそ の改組を勧告し、または廃止することができる。
- 第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行なうことができる。

附則

この規程は、昭和48年5月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和58年7月10日から適用する。

附則

この規程は、昭和60年9月27日から適用する。

=	支	部	設	弘	申	請	主					
								平成	年	月	目	
京都産業大学同窓会会長殿	ŧ											
							発起人代表					
							(昭・	平	年	学部	<u>即</u> 卒)	
今般、下記の。	とお	さり ラ	支部 苍	を 設 記	置い	たし	たく	申請し	ます。			
支 部 名												
設立予定年月		平	成	年		月						
発 起 人												
-							(昭・	平	年	学部	卒)_	
							(昭・	平	年	学部	卒)_	
							(昭・	平	年	学部	卒)_	
							(昭・	平	年	学部	卒)_	
							(昭・	平	年	学部	卒)_	